

十日町市談合情報対応事務処理要領

平成 17 年 4 月 1 日

訓令第 46 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、十日町市が発注する工事等（以下「市発注工事」という。）の入札執行に当たり、入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）があった場合の事務処理に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(談合情報の通報)

第 2 条 職員は、市発注工事に関し談合情報を入手したときは、直ちにその旨を支出負担行為担当者に通報するものとする。

(談合情報の確認)

第 3 条 支出負担行為担当者は、入札を執行しようとし、又は入札を執行した工事（入札の公告又は入札の実施通知が行われているものに限る。）に関し、職員、報道機関その他の者からの通報により談合情報の提供があったときは、直ちに次の事項を確認の上、談合情報報告書兼対応書（様式第 1 号。談合情報の報告部分を記載したものをいう。以下この条において同じ。）により、十日町市請負工事指名審査委員会（以下「審査委員会」という。）に報告するものとする。この場合において、通報者が報道機関である場合は、報道活動に支障がない範囲内において、談合情報の提供者を明らかにするように要請するものとする。

- (1) 談合情報の提供者（通報者が職員又は報道機関である場合は、その者に談合情報を提供した者をいう。以下この項において同じ。）の氏名
- (2) 談合情報の提供者の住所、勤務先の所在地その他の連絡先及びその電話番号（以下「連絡先等」という。）
- (3) 談合情報の提供者の役職名
- (4) 談合情報の対象である工事（以下「対象工事」という。）
- (5) 談合情報の内容
- (6) 談合情報の出所

2 支出負担行為者は、新聞等の報道により談合情報の提供があったときは、前項の規定にかかわらず、当該報道の内容に基づき、次の事項を確認の上、談合情報報告書兼対応書により審査委員会に報告するものとする。

- (1) 報道機関名

- (2) 報道の種類（新聞、テレビ等の種類をいう。）
 - (3) 報道の日時（新聞の日付、テレビ等の放送時間帯をいう。）
 - (4) 対象工事
 - (5) 談合情報の内容
 - (6) 談合情報の出所
- 3 支出負担行為担当者は、入札の執行直前に談合情報の提供があった場合その他談合情報報告書兼対応書を作成する暇がないときは、前2項の規定にかかわらず、口頭により報告することができる。ただし、速やかに談合情報報告書兼対応書を提出しなければならない。

（指名審査委員会による調査の必要性等に関する審議）

第4条 審査委員会の委員長は、支出負担行為担当者から前条の規定による報告があったときは、速やかに審査委員会を招集し、次の事項を審議するものとする。ただし、審査委員会を開催する暇がないと認めるときは、その審議すべき事項について、専決をすることができる。

- (1) 事情聴取その他の調査（以下「調査」という。）の必要性
- (2) 調査を行う必要がある場合は、次に掲げる事項
 - ア 調査の実施時期
 - イ 入札期日の延期（入札開始時刻の変更を含む。）の必要性
 - ウ 調査の方法
- (3) その他必要と認める事項

2 審査委員会の委員長は、前項の規定による審議結果の内容を談合情報報告書兼対応書により支出負担行為担当者に通知するものとする。この場合において、調査を行う必要があるときは、支出負担行為担当者と協議の上、調査員を指名して調査に当たらせることができる。

（公正取引委員会に対する通報）

第5条 前条第2項の規定により調査の必要性が認められた場合において当該調査を行うときは、談合が行われたと疑うに足りる事実があるものとし、審査委員会の委員長は、公正取引委員会通報依頼書（様式第2号）に談合情報報告書兼対応書の写しを添えて支出負担行為担当者に提出するものとする。

2 支出負担行為担当者は、指名審査委員会の委員長から公正取引委員会通報依頼書の提出があったときは、談合情報通知書（様式第3号）に次に掲げる書類を添え

て、公正取引委員会に対して通報を行うものとする。

(1) 談合情報報告書兼対応書の写し

(2) その他必要と認める書類

(調査)

第6条 入札執行前に談合情報の提供があった場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、調査をすべき談合情報の提供があったものとし、入札執行前に調査を行うものとする。この場合において、入札執行前の調査のために必要があると認めるときは、入札を延期することができる。

(1) 談合情報の提供者(職員又は報道機関から通報があった場合はその者に談合情報を提供した者、新聞等により談合情報の提供があった場合は当該報道機関に談合情報を提供した者をいう。以下同じ。)の氏名及び連絡先等が明らかな場合であって、談合情報において対象工事及び落札予定者(共同企業体への発注工事の場合は、共同企業体の代表者である構成員を含む。以下同じ。)が特定されているとき。

(2) 談合情報の提供者の氏名及び連絡先等が不明な場合であって、談合情報において、対象工事及び落札予定者が特定され、かつ、次の事項のいずれもが含まれているとき。

ア 談合に関与した業者の名称

イ 談合が行われた日時及び場所その他具体的な談合方法

ウ 落札予定金額その他談合に参加した者以外に知り得ない事項

2 前項の規定にかかわらず、入札前に調査を行う暇がない場合であって、入札を延期することが当該工事の発注の遅れにより予想される工事の施工上の支障その他の影響等に照らして困難であると認めるときは、入札執行後に調査を行うことができる。

3 入札執行後に談合情報の提供があった場合において、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、速やかに調査を行うものとする。この場合において、契約(仮契約を含む。以下同じ。)締結前に談合情報の提供があったときは、調査の結果が明らかになるまでの間、契約の締結手続を保留するものとする。

(1) 談合情報において、対象工事が特定されているとき。

(2) 談合情報において、次の事項のいずれもが含まれているとき。

ア 談合に関与した業者の名称

イ 談合が行われた日時及び場所その他具体的な談合方法

ウ その他談合に参加した者以外に知り得ない事項

- 4 前3項の規定により行う調査の方法は、事情聴取及び工事費内訳書の内容確認とし、事情聴取に関しては入札執行職員又は調査員が事情聴取書（様式第4号）により、工事費内訳書の内容の確認に関しては積算担当者（入札に係る工事の積算内容を把握している職員をいう。）又は調査員が入札参加者から工事費内訳書の提示を求めて行うものとする。

（調査結果の報告）

第7条 前条の規定による調査を行った入札執行職員、積算担当者又は調査員（以下「入札執行職員等」という。）は、調査結果について、速やかに支出負担行為担当者に報告するものとする。この場合において、事情聴取の結果については、事情聴取書により報告しなければならない。

- 2 支出負担行為担当者は、前項の規定により入札執行職員等から報告があったときは、速やかに第10条に定めるところにより入札への対応を決定し、入札執行職員に指示するとともに、談合情報報告書兼対応書（調査の概要部分を記載したものをいう。）により審査委員会の委員長に報告するものとする。この場合において、事情聴取書の写しを添付しなければならない。

（指名審査委員会による調査後の対応に関する審議）

第8条 審査委員会の委員長は、支出負担行為担当者から前条第2項の規定による報告があったときは、速やかに審査委員会を招集し、次の事項を付議するものとする。ただし、審査委員会を開催する暇がないと認めるときは、その付議すべき事項について、専決をすることができる。

(1) 調査後の対応

(2) その他必要と認める事項

- 2 審査委員会の委員長は、前条の規定による審議結果の内容を談合情報報告書兼対応書（調査後の対応部分を記載したものをいう。次条において同じ。）により、支出負担行為担当者に通報するものとする。

（公正取引委員会に対する報告）

第9条 審査委員会の委員長は、前条第2項の規定により支出負担行為担当者に通知するときは、公正取引委員会報告依頼書（様式第5号）に事情聴取書の写しを添えて提出するものとする。

2 支出負担行為担当者は、審査委員会の委員長から公正取引委員会報告依頼書の提出があったときは、談合情報報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、公正取引委員会に対して報告を行うものとする。

- (1) 談合情報報告書兼対応書の写し
- (2) 事情聴取書の写し
- (3) その他必要と認める書類
(調査結果に基づく入札への対応等)

第10条 第6条第1項の規定による入札執行前の調査の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合その他談合の疑惑が濃厚であると認める場合は入札を中止するものとし、その他の場合は初回の入札に当たり、入札参加者から誓約書（様式第7号）を徴取するとともに、入札執行後に談合の事実が明らかになったときは入札を無効とする旨を告げた上で、入札を執行するものとする。

2 第6条第2項の規定により入札執行後に調査を行うこととした場合は、初回の入札に当たり、入札参加者から誓約書を徴取するとともに、入札執行後に談合の事実が明らかになったときは、入札を無効とする旨を告げた上で、入札を執行するものとする。この場合において、入札執行後に行う調査の結果が確定するまでは、契約（仮契約を含む。以下同じ。）の締結を保留するものとする。

3 第6条第2項又は第3項の規定により入札執行後に行った調査の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合その他談合の疑惑が濃厚であると認める場合は、入札を無効とするものとする。

(契約締結後の対応)

第11条 契約締結後談合情報を入手し、調査の結果談合の事実が明らかになったときは、契約を解除し、契約金額の10パーセントを違約金として徴収する。

(その他)

第12条 この訓令に定めるもののほか、談合情報の処理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の日の前日までに、合併前の十日町市談合情報対応事務処理要領（平成7年十日町市制定）、川西町談合情報対応事務処理要領（平成10年川西町訓令第4号）、中里村談合情報対応事務処理要領（平成9年中里村制定）又は松代町談合情報対応事務処理要領（平成8年松代町告示第6号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの訓令の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

談 合 情 報 報 告 書 兼 対 応 書 (年 度 分)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|---------|--------------------------|--------------------|--|-----------------------------------|-----|----------|---------------|-----------|-----------------|----------|------------------------|----------------|------|--|-------------------------------|--|--|--|--|--|
| 工事の概要 | 工事名等 | | | | 工事担当課等 | | | | 入札担当課等 | | | | | | | | | | | | |
| | 入札日時 | | | | ① 年 月 日 午前・後 時から ② 年 月 日 午前・後 時から | | | | 落札業者名 | | | | | | | | | | | | |
| | 調査年月日 | | | | ① 年 月 日 (入札前・後) ② 年 月 日 (入札前・後) | | | | 契約年月日 | | 平成 年 月 日 | | 契約金額 (税込) 円 | | | | | | | | |
| 談 合 情 報 報 告 書 | | | | | | | | 談 合 情 報 対 応 書 | | | | | | | | | | | | | |
| 談合情報の入手方法 | 入手区分 | | 電話 書面 面接 報道 | | | | | | 調査の必要性の判断 | 判断方法 | | 指名審査委員会の審議 委員長の専決処分 | | | | | | | | | |
| | 電話・書面等 | 情報提供者 | 氏名 | | 勤務先 | 名称 | | 開催年月日 | | ① 年 月 日 ② 年 月 日 | | | | | | | | | | | |
| | | | 住所 | | | 所在地 | | 判断内容 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 電話番号 () | | | 役職名 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 電話番号 () | | | 役職名 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 報道 | 報道機関名 | | | | | | | | 調査の方法 | 調査方法 | | 事情聴取 工事費内訳書の確認 その他 () | | | | | | | | | |
| | 報道の種類 | | 新聞 テレビ ラジオ その他 () | | 報道日時 | | 平成 年 月 日 | | | | 調査担当者 | | 所属 氏名 所属 氏名 | | | | | | | | |
| 談合情報の内容・出所 | | | | | | | | | | | | | 調査結果の概要 | 総括 | | 談合の疑惑があり 談合の疑惑がなし | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | 概要 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | 調査後の対応 | 対応区分 | | 入札中止 入札延期 契約締結の保留 公正取引委員会への通報 | | | | | |
| 対応の経過の記録 | | 庁内の処理 (日時及び経過概要を記載すること)。 | | | | | | | | 公正取引委員会関係の処理 | | 通報年月日 平成 年 月 日 | | | | | | | | | |
| 処理担当者 | 報告書作成者名 | | | | 報告書作成年月日 | | 年 月 日 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 主管課長名 | | | | 報告書提出年月日 | | 年 月 日 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 審査委員長名 | | | | 報告書受理年月日 | | 年 月 日 | | | | | | | | | | | | | | |

様式第2号（第5条関係）

事 情 聴 取 書

十日町市発注の 工事（工事番号 ）
 に係る入札に関する事情聴取の内容は、次のとおりです。

| | |
|---|--------------|
| 1 当該工事の施工を知った時期及びその情報の入手手段 | (時期) (手段) |
| 2 当該工事の受注のための活動 | |
| 3 当該工事の発注を知った時期及び発注情報の入手手段 | (時期) (手段) |
| 4 当該工事の積算内訳及び積算の経緯 (1) 積算を担当した者 (2) 積算方法 | (1) (2) |
| 5 当該工事の入札金額の決定方法 (1) 当該工事の入札に関する権限を有する者の職・氏名（代理人による入札の場合は、委任権限の範囲を決定した者の職・氏名） (2) 入札金額の決定方法 | (1) (2) |
| 6 指名通知又は入札公告後の対応 (1) 社内における指示 (2) 指名競争入札の場合は指名を知っている社内関係者の範囲 | (1) (2) |
| 7 当該工事の自社以外の入札参加予定者の把握状況 (1) 知っているか否か (2) 知っている場合は、その業者名及び情報入手手段 | (1) (2) |
| 8 当該工事の入札に関し、事前に落札者を決定するための話合いの有無 | |

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

十日町市長 様

入札参加者 住 所
 (予定者) 商号又は名称
 代表者の氏名
 聴取対象者 職・氏名



様式第3号（第7条関係）

誓 約 書

年 月 日

十日町市長 様

入札参加者

住所

商号又は名称

法人にあつては

代表者の氏名

㊦

代理人の職・氏名

住所

職名

氏名

㊦

下記工事の入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）その他の法令に抵触する行為を行っていないことを誓約します。

また、今後、当該工事に関し談合等の事実が明らかになった場合において、入札を無効とし、又は契約を締結したときは、当該契約を解除されても異存はありません。

なお、この誓約書の写しが公正取引委員会に送付されても異存はありません。

記

1 工事番号

2 工事名

注

1 入札参加者が共同企業体である場合は、入札参加者の欄には当該共同企業体の住所及び名称、構成員全員の住所及び名称並びに代表者の職及び指名

2 この書類を代理人が作成する場合は、その権限を明らかにする委任状その他の書類を添付すること。

様式第4号（第6条関係）

公正取引委員会通報依頼書

第 号
年 月 日

長 様

所属名
審査会長

標記所属発注の 工事（工事番号 ）
に関し、入札談合が行われたと疑うに足りる事実があるため、公正取引委員会に対して
通報を行うよう下記の書類を添えて依頼します。

記

- 1 談合情報報告書兼対応書の写し（談合情報の報告部分及び調査の必要性の判断部分を
記載したもの）
- 2 入札調書の写し（※1）
- 3 その他（入札参加予定者、工事概要等がわかるもの）

※1 入札が終了している場合に限り、添付すること。

様式第5号（第9条関係）

談合情報通報書

第 号
年 月 日

公正取引委員会 様

十日町市長

十日町市発注の 工事
（工事番号 ）に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実がある
ので、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条の規定に基づき、下
記の書類を添えて通報します。

記

- 1 談合情報報告書兼対応書の写し（談合情報の報告部分及び調査の必要性の判断部分を
記載したもの）
- 2 入札調書の写し（※1）
- 3 その他（入札参加予定者、工事概要等がわかるもの）

※1 入札が終了している場合に限り、添付すること。

様式第6号（第9条関係）

公正取引委員会報告依頼書

第 号
年 月 日

長 様

所属名

審査会長

年 月 日付け、第 号で通報を依頼した標記所属発注の
工事(工事番号)に関して行っ
た事情聴取その他の調査結果は、下記のとおりですので、公正取引委員会に対して報告
されるよう依頼します。

記

- 1 談合情報報告書兼対応書の写し
- 2 事情聴取書の写し
- 3 入札調書の写し（※1）
- 4 その他（入札参加予定者、工事概要等がわかるもの）

※ 入札が終了している場合に限り、添付すること。

談合情報報告書

第 号
年 月 日

公正取引委員会 様

十日町市長

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があることから、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条の規定に基づき、 年 月 日付け、第 号で通報した十日町市発注の 工事（工事番号 ）に関し、発注者として事情聴取その他の調査を行いましたので、下記の書類を添えて報告します。

記

- 1 談合情報報告書兼対応書の写し（談合情報の報告部分及び調査の必要性の判断部分を記載したもの）
- 2 事情聴取書の写し
- 3 入札調書の写し（※1）
- 4 その他（入札参加予定者、工事概要等がわかるもの）

※ 入札が終了している場合に限り、添付すること。